

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

東和町森林組合
宮城県登米市東和町米川字小田110-1

2. 指名停止措置期間

平成26年11月4日から平成26年12月3日まで(1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要:

東和町森林組合は、平成22年8月9日及び平成24年10月16日付けで東北森林管理局宮城北部森林管理署長と契約した製品生産事業請負外において、事業実行中に発生した4日以上の労働災害を、所轄の瀬峰労働基準監督署長に遅滞なく報告することをしなかったとして、平成26年9月19日、登米簡易裁判所より労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由:

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

また、当該業者は、林産物競争参加資格についても有しており「国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について」4(1)(労働災害発生時等の措置)に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

(不正又は不誠実な行為)

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

国有林野事業の実行に係る民間事業における労働安全衛生確保対策の具体的推進について

4 労働災害が発生した場合等の措置

(1) 労働災害発生時等の措置

素材生産及び造林の請負事業並びに立木販売において、安全衛生管理の措置が不適切であったため、労働災害が発生した場合、森林管理局長はその状況に応じて「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」を参考に請負契約の一定期間の停止等の措置を講ずるものとする。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070